

第2回 契約・決済アーキテクチャ検討会 議事録

- 1 日時 令和3年12月24日（金）13時～15時
- 2 場所 オンライン開催
- 3 出席者（五十音順、敬称略）

【委員】

岩田 太地 日本電気株式会社 デジタルインテグレーション本部 本部長
岡本 浩一郎 電子インボイス推進協議会 代表幹事兼弥生株式会社 代表取締役社長
喜多羅 滋夫 喜多羅株式会社 Chief Evangelist
小早川 周司 明治大学 政治経済学部 教授
佐々木 清隆 一橋大学大学院 経営管理研究科 客員教授
鈴木 咲子 スイフト・ジャパン株式会社 ビジネスイノベーションディレクター
中林 紀彦 ヤマト運輸株式会社 執行役員 デジタルデータ戦略担当
福島 良典 株式会社 LayerX 代表取締役 CEO
富士柴 尚寛 一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン 代表理事
森下 哲朗 上智大学 法学部 教授
山上 聡 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ 経営研究所 研究理事
グローバル金融ビジネスユニット長兼シンガポール支店長

【アドバイザー】

一般社団法人 金融革新同友会 FINOVATORS
瀧 俊雄 株式会社 マネーフォワード 執行役員 CoPA 兼 Fintech 研究所長
増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー 弁護士

【プレゼンタ】

渡部 拓也 アビームコンサルティング株式会社 シニアマネージャ
小林 健一 一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワーク 事務局長

【オブザーバ】

一般社団法人 情報サービス産業協会
一般社団法人 新経済連盟
一般社団法人 全国銀行協会
一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワーク
一般社団法人 ソフトウェア協会

一般社団法人 電子情報技術産業協会
一般社団法人 日本 IT 団体連盟
一般社団法人 日本経済団体連合会
日本商工会議所

【関係省庁等】

金融庁
経済産業省
国立研究開発法人 新エネルギー産業技術総合開発機構
財務省
中小企業庁
デジタル庁
内閣府
日本銀行

【事務局】

独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター
齊 藤 裕 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長
大久保 光 伸 契約・決済プロジェクトマネージャ
靱 田 高 志 契約・決済プロジェクトリーダー

○靱田プロジェクトリーダー 定刻を過ぎまして恐縮です。令和3年度、第2回契約・決済アーキテクチャ検討会を開催します。本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。議事進行を務める独立行政法人情報処理推進機構デジタルアーキテクチャ・デザインセンター、略称DADCの靱田です。本日は何卒よろしくお願いいたします。

第2回の開会にあたり、デジタルアーキテクチャ・デザインセンターの齊藤センター長よりごあいさつをいたします。

○齊藤センター長 ただ今、ご紹介にあずかりましたDADCのセンター長を務めている齊藤です。師走のお忙しい中、契約・決済、ITと広範な領域にまたがる有識者や関係省庁のかたがた等、本当に多数の関係者の皆さまが本検討会にご出席いただき、心より感謝申し上げます。

さて、10月に開催した第1回検討会において、契約・決済の連携を図るアーキテクチャ設計を行う旨をお示ししましたが、それ以降、早速ステークホルダーの皆さまとの連携をする機会をいただきました。一例としては、本日もお取り組み内容をご紹介いただく予定である一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが設置するZEDI利活用促進ワーキンググル

ープの検討内容との連携や、一般社団法人 Fintech 協会の FINTECH JAPAN 2021 における契約・決済プロジェクトの取り組みに関するご紹介等の機会をいただきました。尽力いただいたステークホルダーの皆さまには心よりお礼申し上げます。このような関係ステークホルダーのかたがたとの連携を密に図りながら、本センターの取り組みに対する皆さまのご期待を強く感じています。

そのような中で、当センターの活動としては、アーキテクチャ設計に関する論点を固めるために、11 月以降、非公開ではありますが、請求、受発注、KYC、決済と 4 回にわたる分野別のスタディーグループや、関係業界への個別ヒアリングを通じ、各論点に関わるインプットの機会を頂きました。そして、これらのインプットを踏まえて、本日は事務局から年度末の取りまとめに向けた論点整理のご報告を差し上げる予定です。今回、ご出席の皆さまからは、本日の報告に対して、ご忌憚のないご意見、ご指摘を賜り、アーキテクチャの策定に向けてご指導いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いたします。

○ 榎田プロジェクトリーダー 齊藤センター長、ありがとうございます。それでは、事務局から本日の運営要領についてご説明いたします。本日は、事前にご案内しているとおり、原則として、議事、議事録ともに公開することを考えています。ただ、内容に鑑みて、機微に触れる事柄がある場合、非公開にする可能性がある旨もあらかじめ申し上げます。本日も議事公開のため、本検討会は YouTube においてライブストリーミング配信を行っています。ご出席の皆さまにおかれては、あらかじめご了解いただければ幸いです。

具体的な議事内容のご説明に移ります。資料 1 に基づき、IPA・DADC の契約・決済プロジェクトにおけるプロジェクトマネージャ兼デジタル庁におけるプロジェクトマネージャである大久保より、アーキテクチャ検討の方向性についてご説明します。その後、資料 2 に基づき、企業間の受発注、企業間の受発注・請求・決済ワンストップ化に係る先進的国内外実態調査のイニシャル調査結果をアビームコンサルティング株式会社のシニアマネージャ、渡部拓也様からご説明をお願いいたします。

また、先ほど齊藤センター長よりお伝えしているとおり、本検討会の取り組みと連携したものとして、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークに ZEDI 利活用推進ワーキンググループが設置されています。最後に、そちらの検討内容につき、資料 3 に基づき、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークの小林健一事務局長からご説明をお願いいたします。

資料 3 までのご説明をいただいた後、委員の皆さまによる自由討議を行う予定です。ご意見を希望される方は、事務局説明中でも差し支えないため、Slack の第 2 回検討会のチャンネル上でその旨をお伝えいただければ、後ほどの質疑応答の際に、私からご指名をいたします。

早速ですが、資料 1 に基づき、大久保プロジェクトマネージャよりご説明をお願いいたします。

○大久保プロジェクトマネージャ プロジェクトマネージャの大久保です。お忙しいところ、皆さまには貴重なお時間をいただき誠にありがとうございます。中央省庁では、師走にかけて、デジタル臨時行政調整会が立ち上がり、新重点計画においても、各省における最終の協議が行われています。委員やアドバイザーの皆さま、オブザーバの皆さま、スタディーグループにおいても貴重なご提言をいただき、心より感謝しております。

本事務局資料においては、これまでの流れを Appendix にまとめています。YouTube 配信等で初めてご視聴いただく皆さまがたにおかれては、随時ご参照賜れますと幸甚でございます。こちらが Appendix に掲載している資料ですが、見方を簡単にご説明します。『受発注取引領域におけるこれまでの議論』というタイトルのスライドとなりますが、軸に、第1回検討会事務局資料、第1回の検討における議論、スタディーグループにおける議論と記載しています。請求についても、同様に取りまとめを行い、決済取引の領域においてもご覧のように取りまとめています。eKYC、KYC における領域についてもご覧のようにまとめているため、ご参照ください。

本題に入ります。アジェンダですが、最初にアーキテクチャの検討の方向性についてご紹介します。スライド4ページで、『次世代取引基盤に求められること』とタイトルを付けておりますが、契約・決済取引のデジタル化の最適を実現し、取引データの利活用を容易にするといった観点から、イネーブラとしてのバーチャルな次世代取引基盤に求められることを、活用の仕組みの観点も含め検討をしています。スライドにあるとおり、『デジタル最適を実現できるか?』『デジタル利活用できるか?』など、さまざまな課題がありますが、デジタル時代では、スライド右側に書いてあるような、デジタル自動完結、デジタル処理、データドリブンにおける社会課題の対応や経営の判断等が可能となる仕組みが求められています。年度末までにこれらのユースケースを具体化し、皆さまと共有を図りたいと考えています。

次のスライド5ページでは、次世代取引基盤に必要と考えられる機能を掲載しています。次世代取引基盤に大きく求められることを、デジタル最適、デジタル利活用、活用の仕組みという三つのカテゴリに整理しています。それぞれ、デジタルの環境を前提とした取引、デジタルデータの活用価値の最大化、デジタルを活用する仕組み等が考えられます。スライド右側には、『本資料における関連箇所』で論点を整理しています。順を追ってご紹介します。

スライド6ページがビジョンとなります。左側、右側、それぞれで、取引先の選択の自由、決済の選択の自由と分けています。現在、SaaS やパッケージ、メール、エクセル、PDF 等で連携を行い、相対取引やマーケットプレイス上でそれぞれの取引が実施されています。青色で示している所では、デジタル完結、自動化等をにらんだ際にそれぞれ標準化が必要と考えられている項目を整理しています。例えば左側であると、Peppol Ready、ZEDI Ready、ID、KYC が挙げられます。同様に、右側の決済領域についても、銀行の API 利活用が進められていますが、例えば電子マネーやクレジットカードについても API に対応することで自動化に寄与できるのではないかとといった考え方が示されています。KYC も同様です。中央に、

『取引(受発注)』と『ウォレット』という表現を示しています。銀行に直接接続するパターンとして、電子マネー、クレジットカード等があり、決済、請求を行う主体それぞれがさまざまな決済手段を選択できるといった意味でウォレットと書いていますが、こちらにおいても、2022年1月から3月の作業をする中で精緻化を図り、皆さまとこのウォレットの概念を共有させていただこうと考えています。これらのビジョンが持つ大きな効果としては、商流データと金流データの融合による価値創出が挙げられます。すなわち、新しい取引先の開拓や、デジタル最適、国際化に向けた対応が図られるべきではないかと考えています。

スライド7ページに移ります。バーチャルな次世代取引基盤の解像度をもう一段上げていくと、欧州では既にコンソーシアム型でデータ連携が図られていますが、特に、このイネーブラとなるような標準モジュールの用意が必要ではないかと考えているところです。現在、認証機能、接続機能、仲介機能と記載していますが、言い換えれば、フェデレーション、コネクター、ブローカーとなります。私自身、グローバルなECサイトのリニューアルを行っていますが、例えばEDI連携を行うには、ブローカーとなるEDI連携の営業所が必要であり、接続機能のところは、ガバナンスの観点で監査証跡を行う取り扱いデータとオープンデータは明確に制御していく必要があります。標準モジュールと示している所についても、2022年1月から3月の中で精緻化できればと検討しています。

包括的データ戦略のアーキテクチャに即してビジョンをマッピングすると、スライド8ページのように分けられます。第1層から第5層の辺りは、前述したビジョンをマッピングしたものです。例えば第3層の連携基盤で、それぞれ決済のところではAPI利活用が進んでいます。受発注のところでも、APIと示していますが、要素技術としてはこちらのようにマッピングできるのではないのでしょうか。データのところも、事業者識別子が一意のキーとして必要となってくるため、この後に示すスライドの中でご紹介します。データ標準についても、決済においてはグローバルな標準であるISO20022の対応や、請求データ標準等が行うという流れが見えています。本プロジェクトの中で最も重要となるのが第6層の『BPR』、第7層の『新たな価値の創出』です。この辺りは来年度の実証も予定しており、それらを通じて、目指すべきビジョンを随時アップデートしていく流れで進めたいと考えています。一方で、下の階層で示しているビジョンを支えるシステムで、本年度見えているところについては、一歩ずつ前へ進むような議論を行っていきたくと考えています。絵に描いた餅とならないような確実に進められる部分については本年度中に完結させる予定です。

スライド9ページに移ります。続いて、本取り組みを浸透させる戦略について取りまとめました。川上の契約から川下の決済まで、一気通貫でデジタル完結を実現していくためには、川中である請求を軸にこのようなアプローチで検討を進めていくべきではないかと考えています。請求と受発注、決済と書いてありますが、論点1-1から、論点1-3と整理しているので、この後ご紹介します。

続いて、各スタディグループで検討してきた論点について紹介します。スライド11ページ、『契約・決済取引における事業者の本人確認の現状』をご覧ください。取引業務フロ

一、ISO15944-1、Business Transaction を引用し、本人確認等のタイミングと実務についてスタディーグループで実施いただいた議論を基にマッピングをしています。受発注、請求、決済、Actualization のそれぞれで、今、歯抜けになっているように表示されていますが、一気通貫されたところできていない部分が課題として挙げられます。十分な論点整理がなされていないといった点もあるため、この実態や関連検討を踏まえて、現状における事業者の本人確認等の実施状況を整理していく必要があります。

スライド 12 ページに移ります。もう一段掘り下げていくと、識別に関する制度対応が必要です。DX に向けた統合的なデータ資産管理等のために、識別子の管理の必要性が増していますが、多くの事業者においては、例えば取引先ごと、取引段階ごとに相互互換性のない独自の識別子を管理しているといった現状が存在することが分かりました。例えば課税事業者と免税事業者においても、登録番号を丸、バツで示していますが、このような違いが明確に挙げられます。登録番号は、課税対象となる取引が発生すれば記載が必須となるため、こちらを中心的な事業者識別子として検討していくべきではないかといったところが挙げられている次第です。

スライド 13 ページです。続いて、事業者の識別子の課題と論点を整理しています。事業者の識別の必要性については、前述のとおり、引き続き精査が必要です。検討のオプションとして、ISO/IEC6523 準拠の民間識別子を登録番号等と対応させるといった方向性も選択肢としてあり得るのではないかと考えているところです。スライド 14 ページに移ります。事業者における本人確認と現状と課題です。デジタル取引が進展した契約・決済におけるデジタル最適の観点から、法令上、本人確認の義務付けがされていない事業者の本人確認の在り方について着目をして、検討を進めているところです。検討のポイントですが、一般事業者の必要とする本人確認については前述のとおり、法令に基づいていないため、事業者が必要とする程度にはばらつきが生じている点が挙げられます。参考にお示ししていますが、例えば認証局に係る課題感としては、スライドで①から③で示しているとおり、事業者の範囲や事業者情報のデータ項目の範囲、本人確認等の信頼性担保情報の範囲等で違いが出てきている点があります。

スライド 15 ページです。これらの状況を踏まえ、整理をしていく連携のスキームの例を一つお示しします。緑色で認証基盤と書いてあるところですが、例えば本人確認要求や、本人確認等実施情報連携といったスキーム、民間、公的認証局含め、こちらのようなフローで連携をしていくことが挙げられるのではないかと捉えているところです。こちらでも論点を幾つか整理すべきところが残っているため、2022 年 1 月から 3 月で、引き続き有識者の皆さまとの検討を踏まえ、取るべきアクションを決めた上で実証に入っていきたいと考えています。

続いて、受発注、請求連携の方向性についてご紹介します。スライド 17 ページをご覧ください。受発注の取引については、業界内でのデジタル化や標準化の個別最適は進んでいます。しかしながら、業界をまたいだ取引については、それぞれの商習慣の違いや標準化のレ

ベル等が異なっているため、デジタル化、標準化の領域はそれほど進んでいないのではないかと捉えています。現状認識と状況の変化について、それぞれ論点を整理してみました。特に諸外国の流れを見ると、取引データの流通基盤の構築や、これを利用するためのデータ標準化の取り組みが進んでいます。特に、北欧の Nordic Smart Government や、EU の GAIA-X が挙げられますが、コンソーシアム型で進んでおり、既に実用化も進んでいます。これらの取り組みを参照することも一つの解決策として採り得るのではないのでしょうか。

スライド 18 ページは、受発注取引におけるデータ項目の標準化の射程範囲内で整理をした内容です。それぞれ、現状を維持するパターンや、全ての取引を標準化していくパターンをマッピングするとスライドのように整理されます。下から 2 番目の『受発注－請求間＋受発注の基本プロセスの標準化』では全て丸が付いていますが、あくまでも理想にすぎません。右に書いてあるとおり、『受発注－請求間の標準化』では、まず、Peppol との相互互換性の確保を優先的に行い、本検討会で検討を進めていきます。『受発注－請求間＋受発注の基本プロセスの標準化』、『受発注の全プロセスの標準化』の領域においては、2022 年度の実証実験を踏まえ、協調領域の適切な設定範囲を検討していく必要があるのではないかと捉えています。

スライド 19 ページでは、Peppol の仕様に基づき、受発注取引と請求取引の相互運用性を確保する上でのポイントを整理しています。先ほどお示しした第 2 層から第 5 層のところを抽出しています。それぞれ取引先のデータや、項目セット、データ形式、データの管理主体、データ連携の種類、データ連携方式、取引識別子、事業者識別子がありますが、このように現状を抽出しています。検討のポイントの抽出も終わっているため、右側に書いてある『残課題』のところを引き続き検討していきます。内製化を進めるところ、有識者の皆さまと意見交換をするところについても、今後のスケジュールにマッピングしていく予定です。

続いて、アーキテクチャ検討上の個別論点、『請求－決済連携』の話に移ります。スライド 21 ページは、『請求－決済における課題感と今後の方向性①』というタイトルになりますが、決済の取引について現状を分析した結果、早期からデジタル化、標準化が進んでいる点が挙げられます。しかしながら、受発注の取引や請求-決済におけるデジタル化の進展に伴い、従前の契約決済取引のかたちは変化しつつあり、最適な決済取引の在り方について検討していく必要があるのではないかと捉えています。現状認識と状況の変化について、スタディグループにおける議論を整理しています。例えば、先日、私も経団連で発表をし、サプライチェーンの検討会の中で委員の皆さまからご指摘をいただいたところですが、サプライチェーン全体のデジタルデータ連携に向けては、UI・UX を確保しつつ、さまざまな分野のシステムがつながることが重要です。決済手段の選択肢の点については、クレジットカード決済やカード決済インフラを利用するといった環境変化もスコープに入れるべきではないかと思います。ビジョンの中でも触れましたが、事業者が決済手段をより自由に選択できるようにするべきといった点も挙げられるでしょう。G20 については、スイフト・ジャパン株式会社の鈴木様からも貴重なアドバイスをいただきましたが、定量的な目標値への対応

も必ず進めていかなければなりません。どのように一步踏み出すのかという点について、本プロジェクトで検討を進めていければと考えています。

スライド 22 ページ、今後の方向性の②です。請求と決済、現状、項目セット、データ形式についてそれぞれ整理しています。まさに DADC でお示しする分野であると理解しており、検討のポイントの抽出は完了したため、残課題の部分で、委員の皆さまからご指摘いただいた『備えるべきガバナンスはどのようなものか?』、『請求分野との相互運用性は担保されているか』といった点について、データの利活用も見据えて検討してまいります。

次のアジェンダは、『アーキテクチャ普及・浸透に向けた論点』となります。スライド 24 ページをご覧ください。先ほど、川中からの展開戦略について触れましたが、普及・浸透のために、エンフォースメントとインセンティブ、言い換えればアメとムチの検討が必要です。グローバルに行われている施策がありますが、われわれとしても積極活用できるものは利用させてもらおうと考えています。エンフォースメントのところでは、次世代取引基盤を構成するデータ標準や識別子について、民間の特定分野における適用義務化や、国際的な規制への対応強化、エンフォースメントの設定を検討するべきではないでしょうか。インセンティブのところでは、先ほど、取引の選択枝の自由といった点に触れましたが、取引先が増え、データの利活用におけるインセンティブや自動化におけるインセンティブ等が働き方改革にも資する内容にもなり、経営の DX にもつながっていくでしょう。一方で、税制優遇や、それらのインセンティブ付与は、われわれの所管ではないため、越権行為にならないように、論点としては海外事例等を基に要件を抽出し、提言するにとどめる方向性で考えています。

スライド 25 ページに移ります。エンフォースメント設定における義務化や、インセンティブ付与による普及施策については、各国で効率化や経済発展に向けて既に実務化が進んでいます。事例を紹介すると、例えばエンフォースメントのところでは、E-invoicing 義務化、公共調達におけるプラットフォームの利用義務化では、インドの Government e-Marketplace が挙げられます。インセンティブでも、オーストラリアや北欧では、税務手続きの簡略化が挙げられますし業務効率化も各国で行われています。たとえば、タイでは、決済手数料の削減を目的に、決済に CBDC のプラットフォームを利活用することで手数料を削減しています。マレーシアでは、政府系金融機関の支援により、市場金利より低金利のファイナンスが可能といった金利優遇のインセンティブが存在します。

スライド 26 ページにはエンフォースメント施策についてまとめています。具体的な浸透のアプローチの検討では、直接的なアプローチと間接的なアプローチを組み合わせる必要があるのではないかと考えています。直接的アプローチについては、諸外国では強制性の強い規制の手段等が導入されているケースが存在します。日本では、電子インボイス、銀行 API の整備等、強制性の高い規制は発出されていない傾向にあります。特に、銀行 API は努力義務にとどまっているため、それぞれのメリット・デメリットを踏まえ、デジタル化を進める観点から必要な規制等の在り方について関係省庁と連携を行っていく必要があるのではないかと考えています。例として『情報処理の促進に関する法律』が挙げられますが、

このような規制を活用していくことも検討できるのではないのでしょうか。間接的アプローチでは、特定の規制への対応や政策目標を達成するために寄与できるケースも考えられます。本日もオブザーバにご参加いただいておりますが、関係する省庁のかたがたと連携しながら、可能となる政策目標やユースケースを提案し、アーキテクチャの普及や浸透に向けた連携可能性を模索していく必要性があります。

受発注、請求、決済、識別子それぞれで他国における政策目標の例をご紹介します。受発注では、欧州等におけるカーボンフットプリント規制が挙げられます。日本でもCO2の削減に向けて取り組んでいます。取引先を見直す、手続きを見直すといった辺りは、これまでの取引先とは違った観点で企業を評価する必要性があるため、こちらも一つのフックになり得るのではないかと考えています。請求では、インボイス制度、決済ではG20における国際送金コストの低減目標、識別子では、貿易管理上、特定の識別子の使用義務が存在するため、これらを利活用することで普及に向けて進めていきたいと思っております。

スライド27ページは、インセンティブの施策について整理しています。先ほどと同様に、受発注から識別子まで、検討してきた内容をマッピングしています。取り得るアプローチについては、公的手続き等負担軽減アプローチと補助・助成的アプローチが挙げられます。公的手続き等負担軽減アプローチでは、政府調達システムや補助金申請システムとの連携、税務取引、企業開示の手続き負担の軽減が考えられます。B to Gの手続きを簡素化するという点も関係各所の皆さまと検討していく必要があります。補助・助成的アプローチでは、中小企業等を念頭に、デジタル化促進のための補助や助成施策との連携をしていくといったところが、今後の検討の余地として残されています。

スライド28ページは、『企業間取引におけるアーキテクチャ実証のイメージ』をお示ししています。NEDOが主体に補助、プロマネとして動かれます。枠で囲んでいる中にある取引基盤、企業、ITベンダーそれぞれで、現在、検討する実証パターンをいくつか整理しています。2022年1月以降に情報を開示しながら、来年度の検討に向けてプロジェクトを進めると聞いています。IPA・DADCでは、スライドに記載している『標準的な仕様をアーキテクチャとして提示する』といった点について、これまでの検討結果を踏まえ、内製化や有識者の皆さまと標準化の策定に向けて実務を進めていく予定です。

本日は、中間報告の位置付けであるため、答えは出せていないところですが、海外事例等を踏まえ、われわれが検討している状況報告は以上となります。

○ 榎田プロジェクトリーダー ありがとうございます。大久保プロジェクトマネージャが説明した海外事例に関しては、アビームコンサルティング株式会社が経済産業省から委託され、『企業間の受発注・請求・決済ワンストップ化に係る先進的国内外実態調査』を実施されています。それでは、アビームコンサルティング株式会社の渡部シニアマネージャーから、ご説明をお願いいたします。

○渡部シニアマネジャー アビームコンサルティングの渡部です。よろしくお願ひいたします。先ほど、萩田プロジェクトリーダからご紹介のあったとおり、経済産業省から受託している海外事例のイニシャル調査結果についてご報告します。資料 2 のスライド 2 ページです。端的に申し上げますと、欧州、北米、アジア等、リージョンに偏りがないように、先進国に限らず途上国も含めて事例を選定するといった考え方で、今回の DADC の検討会やスタディーグループにおけるアーキテクチャ設計検討のための示唆が得られる事例として、海外 10 事例を選定しています。

スライド 3 ページで 10 事例の概要をご説明します。第 1 回検討会でも掲載されていた事例もあるため、そちらは割愛します。EU、北欧、インド、シンガポールの 4 事例では、社会課題の解決、国、地域全体のデジタル化の底上げを目的として取り組みがされている点が大きな特徴です。タイ、インド、マレーシア、オーストラリア、サウジアラビア、アメリカの 6 事例では、それぞれの事例で、一つの課題に絞り、そこに対応するように取り組まれている事例だといえます。

最初に、EU の請求・決済の取り組み事例です。EU では、EU 圏単一決済、略称 SEPA の構想の下、EU 圏での決済が統一化されています。その先に、上のレイヤーとして、請求の部分についても一定の標準化の動きがあります。北欧の Nordic Smart Government、インドの India Stack、シンガポールの UEN・PayNow Corporate については、第 1 回検討会でもご紹介があったため、割愛します。

タイの Project Inthanon では、CBDC の普及を大目的とし、CBDC につなげて受発注、請求をワンストップ化できないかという狙いの下、実証実験が行われています。主目的は CBDC ですが、受発注との連携も踏まえて取り組んでいる事例といえます。インドの Government e-Marketplace ですが、インドではそもそも政府調達の部分に腐敗があったという過去の課題がありました。そこで一つのプラットフォームを提供し、ガバナンスを強くすることでコスト削減、取引業務の効率化等を実現しているといった取り組みです。

マレーシアの Jana Niaga では、サプライチェーンファイナンスのプラットフォームを提供しています。コロナ禍で中小企業の資金繰りが厳しい状況になっている背景があり、サプライチェーンファイナンスを利用し、資金繰りの向上を進めています。オーストラリアでは、E-Invoicing の必須化の中、NPP(決済網)における請求と決済の連携の取り組みが進められています。次に、サウジアラビアの Esal です。もともと政府側では SADAD といわれる請求と決済を同時に実施するようなプラットフォームがありましたが、さらに進展させ、E-Invoicing の必須化とともに、政府、企業間での請求・決済の電子化プラットフォームを構築している取り組みです。

第 1 回検討会との差分のところについて簡単にご説明をいたしました。この後、詳細説明をしていきたいと思いますが、その前にスライド 4 ページをご覧ください。簡単なサマリーの位置付けとしてこちらのページを作成しています。各事例における取り組みの領域欄では、受発注、請求、決済のカバー範囲を丸等で表示しています。三角マークになっている所

は、基本的に、識別子等、共通的な機能を提供しているところが関連しているため、三角としています。空白については、今回の事例調査の対象外となります。事業者識別子、データ連携の類型、データ利活用の欄については、この後、事例ごとの詳細説明で触れたいと思います。一点、データ連携の類型について凡例を載せていなかったためご説明します。例えば EU では『PF 相互運用』となっていますが、こちらは各プラットフォームで相互運用できるようなデータ標準を作っている事例となります。ただ、完全な相互運用ではなく、一部、ローカル化や、つなげられる所が限られているといった内容です。北欧の『統一 PF』は、一つのプラットフォームという意味ではなく、受発注から決済全体として標準化を行い、効率的に取り扱えるかたちで整備している事例となります。インド、マレーシアの『個別 PF』は、その事例の中で閉じた世界で実現しているものです。

スライド 5 ページ以降は各事例の詳細のポイントのみご説明します。まず EU です。彼らのアプローチを 7 層でご説明していきます。EU では、各国個別で整備してきたものがある状態で、特に第 2 層のデータの領域が該当します。それ以外にも、各国の請求の取り組みも存在しました。そこに対して、第 5 層と第 3 層が注目すべきところですが、決済データ標準では、ISO20022 に準拠し、SEPA 網に対応しています。請求については、Peppol や他の請求の標準が存在しましたが、EU 標準として新しいものをつくるのではなく、相互運用が可能なかたちで標準をつくっていくといった指針が出されています。そのような取り組みを含め、第 3 層の連携基盤の領域では、全体的に政府が標準化を引っ張ったあと、統一的なプラットフォームを提供するかたちでソリューションを提供するといった考えに基づいた取り組みになっています。

それでは、スライド 6 ページに移ります。北欧の Nordic Smart Government です。受発注、請求、決済、全方位的に標準化を進めていくといった思想です。それぞれで API による連携を行い、中小企業においても ERP 等を導入すればすぐに他の取引先と連携ができるようなシステムとなります。なおかつ、蓄積されたデータは、将来的にデータが利活用されます。ただし、EU のベース、北欧各国のベースもあるため、第 1 層のインフラの部分では、各国のシステムを踏まえ、それらの標準についても Nordic Smart Government の中に吸収していき対応をされています。

スライド 7 ページ、インドの事例です。India Stack は、基本的に公共データの整備をボトムアップから始めています。政府としては、第 2 層、第 3 層をまずはしっかりと整備することとし、その上で、第 6 層、第 7 層では、ベンダーが公平・自由な競争ができるように整備しています。スライド 8 ページ、シンガポールの事例です。UEN・PayNow Corporate は、企業識別子を使った送金です。第 2 層のデータ領域では、国の事業者登録番号を整備した上で、データ標準を活用し、国としてのデジタル化を進めている事例です。

スライド 9 ページ、タイの事例です。この事例は第 7 層に落とすとシンプルに見えてしまうかもしれませんが、プラットフォームとしては民間の Digital Ventures 社が第 1 層から第 4 層をカバーする閉じたプラットフォームを提供しています。国としては、CBDC のプ

プラットフォームの API と CBDC 本体を主軸としてさらなる決済のデジタル化、決済手数料の低減を狙っています。

スライド 10 ページ、インドの事例です。Government e-Marketplace は、India Stack と同様に、第 2 層のデータ領域と第 3 層の連携基盤で、国として部品をしっかりと用意するというところを活用しつつ、その上に、第 5 層以降で、e-Marketplace として必要なものを整理し、参加する一般企業からの調達について適正なかたちで進められるようにプラットフォームを整備しています。特筆すべきは、取引データの分析です。調達の過去データを分析できる仕組みとしており、価格の適正化にデータを利活用しています。

スライド 11 ページ、マレーシアの JanaNiaga の事例です。7 層の表現では少し厳しいところもありますが、コロナ禍においてサプライチェーンを何とかしたいと考えつくられていたプラットフォームとなります。詳細説明は時間の都合で割愛します。

スライド 12 ページは、オーストラリアの E-Invoicing・NPP の事例です。国として請求業務のコスト削減を図るため PEPPOL の取り込みを必須化しているといった動きも踏まえ、NPP で決済と請求を同時的に相互連携できるようなかたちで仕組み作りをしています。現在、決済については、企業識別子を必須としておらず、任意項目になっていますが、請求と決済についても企業識別子を上手に使いながら相互運用もできる仕組みとなっています。

スライド 13 ページ、サウジアラビアの Esal の事例です。サウジアラビアでは、従前から SADAD という請求と決済の統一プラットフォームが存在していました。その上に Esal というかたちで、さまざまな企業が請求を登録し、ファクタリングやリバースファクタリング、もしくはファクタリング等せずに SADAD と連携して決済できるといった仕組みを提供しています。企業識別子としては、Payer ID や企業の番号を示す『CR No.』や取引に使う SADAD 請求書番号を活用し、各プラットフォームの相互連携を実現しています。スライド 15 ページ、アメリカの Business Payments Coalition、略称 BPC の事例です。基本的には民間が主となり検討しているものですが、それぞれ民間個別の取り組みの差分を上手に解消し、全体の相互連携を目指していく仕組みになります。

スライド 3 ページに戻りますが、全体 10 事例ある中でまとめると、EU からシンガポールの 4 事例では、識別子や第 5 層のルールをしっかりと定め、社会全体に影響が出るようなかたちで整備している事例だと捉えています。7 層に分解した際も、そのような整備がされているところがある程度見えるかと思えます。タイからアメリカの 6 事例は、個別の事例ではありますが、こちらを一つのこととして、相互識別子等も活用している事例もあるため、今後、この部分の課題が解消したところで、社会全体により広げていく動きも想像されるだろうと考えています。私からの報告は以上となります。

○ 榎田プロジェクトリーダー ありがとうございます。最後に、『ZEDI 利活用促進ワーキンググループの検討状況について』の資料にて、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークの小林事務局長からご説明をお願いします。

○小林事務局長 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークの小林です。前回から本検討会にオブザーバ参加をしており、本日はこのような機会を頂戴し、感謝申し上げます。全銀ネットはその名のとおりに、全国の金融機関をネットワークで接続し、1日平均で約650万件、金額にして12兆円余りの振り込み取引等に伴う為替通知をオンラインで処理するとともに、取引に伴い発生する金融機関間の貸借を日々決済している全銀システムを運営する資金清算機関です。資料に沿って、全銀ネットに設置したZEDI利活用推進ワーキンググループの検討状況についてご説明いたします。

スライド2ページをご覧ください。全銀ネットにおいては、決済システム高度化に係る取り組みとして、2018年10月に振り込み着金の24時間365日化を実現させる『モアタイムシステム』を稼働させたほか、本検討会で取り上げていただいているZEDIを同年12月に稼働させています。下の図、オレンジ線で示しているとおりに、為替取引の本丸である第7次全銀システムとモアタイムシステムについては、2027年にシステム更改を予定していますが、ZEDIについては、その3年前の2024年12月に更改期限がまいります。モアタイムシステムについては、おかげさまで順調に取扱件数を伸ばしている一方で、直後に稼働した弟分ともいえるZEDIについては、稼働から3年たった現在でも、利用状況は低調なままです。システム更改の検討にあたっては、今後の利用見通しを見極める必要があると考えています。私どもとしては、ZEDIを決済事務の合理化にお役立ていただけるように、これまで全国銀行協会とタッグを組み、商工会議所など関係各方面のご協力をいただきながら、利用促進に向けたさまざまな取り組みをしてきましたが、残念ながら、現在のところ結果が伴わない状況が続いています。

スライド3ページに移ります。そこで、私どもは、ZEDIが活用されていない理由や課題は何か、また、それを解決するにはどのようにすればいいのかといった点について、幅広い関係者に参画してもらい議論いただくことを目的とし、次世代資金決済システムに関する検討タスクフォースの下部に、新たに、ZEDI利活用促進ワーキンググループを立ち上げ、本年11月から議論を行っています。

スライド5ページが、これまで2回にわたり開催したワーキングにおける議論の紹介です。表の左側に記載している四つの観点がZEDIの利用が進まない主な原因、課題として挙げられています。課題の1点目は、企業の非デジタル対応です。川下に当たる決済分野では、ZEDIという器を用意しましたが、受発注や請求分野に当たる川上から川中の分野においては、現在もアナログ的習慣が存在しており、デジタル化が進んでいない状況があります。また、会計ソフトや企業において、EDI情報を入力できる仕組みが整備されていない点なども指摘されました。

2点目は、そもそものニーズ不足です。ZEDI導入のメリットである入金消込による事務の合理化のみでは訴求力が不足しているといった率直なご指摘をいただいています。3点目は負担とメリットのアンバランスです。ZEDIを利用するには、発注者である支払い側が必要

なデータを入力する必要がある一方で、入金消込のメリットを受けられるのは受注者である受け取り側であるため、この不一致を解消する必要があるとのご指摘です。4点目は、関係者間の調整コストが膨大となる点、ZEDI に対応するために自社のシステム改修コストが必要となるという点など、導入までの調整、コストが大きいという課題もご指摘をいただきました。これらの課題を解消するために、ワーキンググループのメンバーから提示された主な方策を右の欄に整理しています。大久保プロジェクトマネージャのプレゼンと重複する部分も少なからずありますが、一つ目は、まずもって、川上である受発注分野においてデジタル化を促進していくことが必要ということです。二つ目は、電子インボイスの利用促進と、これを契機とし、会計ソフトと ZEDI の連携をさせる対応です。三つ目は、これらの方策を実現するため、国レベルで思い切ったインセンティブを設計し、付与していただくこと、また、政府調達の際に電子インボイスの利用を義務化する等、強制力を持たせた施策を実施いただくことが必要ではないかとの指摘がありました。四つ目は、発注側である大企業に旗振りをしてもらい、受注側である中小企業のデジタル化を促してもらうことです。五つ目は、川上、川中を含め、ZEDI を他のプラットフォームへ組み込むことで、上流工程と併せて全体の利便性を向上させてはどうかといったようなアイデアもいただきました。これまでのワーキングを通じ、以上のような具体的方策をご提案いただきましたので共有させていただきます。

スライド6ページは今後のスケジュールとなります。ワーキンググループにおいて、引き続き ZEDI の利活用促進に向けた対応の方向性について議論を行っていくとともに、表の一番下のとおり、本検討会の議論も踏まえつつ、短期的には 2024 年の ZEDI システム更改に向けて、中長期的にはその先の次期全銀システムの更改を見据えて、ZEDI の在り方について検討を行っていく予定です。

全銀ネットにおける検討状況についての報告は以上ですが、先ほど紹介した課題解消のための方策については、全銀ネットや銀行界のみでは対応しきれないものが少なからず存在します。引き続き、関係者の皆さまのお知恵をお借りし、ご協力をいただきながら、ZEDI がデジタル社会の一翼を担い、社会全体の生産性向上に寄与できるよう、尽力してまいりますと存じます。ご清聴ありがとうございました。

○ 榎田プロジェクトリーダー ありがとうございます。各資料の説明は以上となります。これ以降は委員の皆さまによる自由討議に移ります。Slack で中林委員から今後の進め方に関するアドバイスをいただいているため、もしよろしければコメントをいただいてもよろしいでしょうか。

○ 中林委員 ヤマト運輸株式会社の中林です。施策のコメントの前に、大久保プロジェクトマネージャのお話に関連しますが、10 月からワーキンググループの中で論点が整理されてきたといった印象を抱いています。2022 年 3 月末の第 1 弾アウトプットに向けて、事業者

サイドとしては、どのような準備をしなければいけないのかという点が極めて重要だと考えています。昨今、DX の文脈の中で、デジタル化やデータ整備に相当な勢いで取り組まれています。完全にフィックスしなくてもよいのですが、参考になりそうな情報を生煮えでもいいので提供していただくと、そちらを横目で見ながら、われわれ事業者も API 等のシステム整備、データ整備ができるため、そのようなところもアウトプットの一つとして意識していただければ、と感じたのが 1 点目です。

2 点目ですが、最も上の層、データの利活用は非常に発散する論点だと思います。企業ごとに考えることが異なることが予測され、そこをこの場で論ずるのはかなり難しいだろうといった印象を受けます。アビームコンサルティングの渡部様からの共有で、海外のユースケース等も参考にしながら、論点を絞ったかたちで利活用の議論を進めるといいだろうと考えています。以上が Slack に記載したコメントです。

○ 靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。いただいたコメントについて、事務局でぜひ参考にさせていただきます。続きまして、小早川委員からお願いいたします。

○ 小早川委員 靱田プロジェクトリーダー、ありがとうございます。皆さまから大変参考になるご報告をいただき誠にありがとうございました。海外事例では、私も知らないところが数多くあり、大変関心を持って伺っていました。資料を私なりに三つの特徴にまとめると、第一に、海外事例の概要を拝見すると、諸外国でも受発注から決済までの一気通貫を実現している国・地域は限定されている状況だということが挙げられます。例えば、北欧の事例は一見すると横で全てつながっているように見えますが、ご説明のあった決済分野の『P27』はまだ実現していないわけです。また、こうした民間の取り組みがある一方で、北欧の中でも、例えばスウェーデンのような国では、既存のインフラと ECB が管理・運営している TIPS という決済インフラを接続するといった案件が進んでいます。それ以外にも、e-クローナのプロジェクトも進められています。民間の取り組みと中央銀行主導の取り組みとのすみ分けがどのようになっているのか、やや不透明であるといった印象が残りました。いずれにしても、この分野で一気通貫の仕組みが実現すれば、日本のインフラ整備が世界のトップ水準になる可能性もある得るように思います。

第二に、資料 2 の 3 ページには、取組主体が官民別に記載されていますが、圧倒的に官主導が多いことが挙げられます。唯一、民間と記載されているのはアメリカですが、こちらも、民主導だけで取り組みが進めているわけではありません。例えば、連邦準備制度は 2015 年の段階で、『Strategies for Improving the U.S. Payment System』というペーパーを公表しています。その中で、4 番目の戦略として、国内やクロスボーダー取引の効率性を向上させる手段として、ISO20022 化を挙げています。その意味では、アメリカは、官と民のバランスを踏まえた取り組みを進めることが多く、公的部門の関与もあると考えられます。一連の海外の動向を踏まえると、日本についても、小林事務局長のお話にもあったとおり、国レ

ベルでのインセンティブの付与や、政府調達における電子インボイス運用義務化等のエンフォースメントなどが選択肢として浮上するのではないかと考えています。

第三に、大久保プロジェクトマネージャからご説明のあった内容とも非常に密接に関わりますが、川中の e-Invoicing を起点として、そこから川上と川下の取引の電子化を進めるといった事例が多いという特徴が挙げられます。その意味では、例えば ZEDI のような川下にあるプラットフォームが起点になり、そこをトリガーとして一気通貫を達成しようとしている事例が海外にあるかという点、必ずしもそうではないかもしれませんが。一方で、e-Invoicing、電子インボイス化は極めて重要な転換点となる可能性が高いことは、われわれも十分に認識しておかなければいけないとあらためて感じさせられました。関連する論点として、ZEDI のようなプラットフォームは——大久保プロジェクトマネージャのプレゼンでも、EDI は川上のインフラと位置付けられていましたが——、引き続き川下で管理することが適切か、あるいは、もう少し川上へ持っていくような基盤として位置付ける方が適切かを含めて、柔軟に検討していく余地があるように思います。

最後に、タイの Project Inthanon について CBDC が手数料削減等のインセンティブをもたらしているのは事実だと思いますが、CBDC はもともとそこを主眼として行われているプロジェクトでは決してないと考えています。日本に惹きつけて言えば、CBDC と民間マネーとのバランスは難しいわけであり、タイとは金融システムの成熟度合いも全く異なります。CBDC を使うことによって、手数料を巡るインセンティブ付けといった副産物が出てくることはあり得ると思いますが、それが CBDC の主眼といった発想に基づいて、日本に当てはめて議論を進めるのは非常に危険なことだと思います。そこは慎重に議論を進めていく必要があります。私からは以上です。

○ 榎田プロジェクトリーダー ありがとうございます。今回ご報告いただいた内容はイニシャル調査となりますが、引き続き海外事例の詳細な調査を進めていこうと考えています。小早川委員からいただいたご意見はわれわれもしっかりと認識した上で、詳細のほうを詰めていければと思います。

佐々木委員から挙手いただきましたので、よろしくお願いたします。

○ 佐々木委員 非常によく資料をまとめていただき、今後の論点も明確になったと思います。私からは 1 点、質問があります。資料 1、事務局提出資料の 28 ページ、その後の 30 ページにもありますが、本検討会としては最終的に報告書をまとめるとされています。標準的な仕様をアーキテクチャとして提示する予定ですが、提示先は 28 ページの資料を見ると、IT ベンダーになっています。先ほどの、エンフォースメント、インセンティブの特定の部分は、むしろ中小企業をはじめ企業に対するものでした。このグループ、DADC として標準的な仕様を示した後に、そちらを IT ベンダー、あるいはそれ以外の方も含めて、これがそのとおりになるのかどうか、そこをどのように担保するのかという点が私の質問です。受発

注、請求、決済それぞれで、業種ごとでばらばらになってしまっている現状があり、その標準化を目指すのが本検討会の取り組みだとして、そちらについて一定の仕様を示すのがアウトプットだとすると、そのアウトプットを基に本当に標準的な仕組み、一気通貫のような仕組みができるのだというところをどのように担保するのか、その辺りを教えてください。また、今後の検討課題に挙げられているものとして、特にガバナンスについてどうするのか、何をするのか、何を目的にするのかというところにも関連しますが、DADC としてのアウトプットをいかに実現するのか、IT ベンダーに対して提示するだけで済むのかどうか、その辺りの担保をどうするのか、以上のようなところについて教えてもらえれば幸いです。

○ 靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。私から事務局提出資料の 28 ページについて説明させていただきます。今回、28 ページ左側、『事業スキーム(例)』の所で、われわれが提示する仕様に関しては、IT ベンダーといった対象を想像して考えてはいるのですが、システム開発の主体という意味では、例えば金融機関やベンダー等も実証スキームの主体として想定しています。アーキテクチャ実証のイメージとしては書いてありますが、この辺りは幅広なプレーヤーが提案してくることもあるのではないかと考えています。

2 点目に、実証を進めていくことに関して、どのように全体の取り組みへ持っていくべきかといったご指摘を受けたと認識しています。この点に関しては、デジタル庁全体の戦略とも関わる場所かと思われまます。もしよろしければ大久保プロジェクトマネージャからご回答をいただければと思います。

○ 大久保プロジェクトマネージャ ありがとうございます。2022 年度の実証の後に、さらに再来年度、2023 年度の段階で、もしデジタル庁が実現において環境構築を行っていくとなると、予算がつくつかつかないかといった辺りが大きな方向性を決める一つになると考えています。何か環境を構築するとなった際に、実証実験を踏まえることとなりますが、まず、目先で、われわれが現在確保している予算の中でできるアプローチとして、今回の実証パターンは 4 パターン程度考えられます。海外の事例を見ると、EU の GAIA-X の事例がありますが、企業がコンソーシアム型でデータの利活用を図るスキームが出来上がっています。まず、早期に取り組んでもらう企業等、個社別にロールモデルを作り、そちらを横展開にするケースが考えられます。もう一つ有効だと考えているのが、企業間のコンソーシアムで連携を進めていくケースです。以上の二つがあり得るのではないかと思います。

現在、いろいろなかたがたにお話を伺っていると、例えば商工会議所や経団連の皆さまからご指摘をいただいている中で、中小企業のかたがたがこの取り組みに関して、従来行ってきた手続きよりも負担がかかってしまうのではないかとといった辺りを最も気にされているとのお話がありました。以前、佐々木委員からご指摘いただいたように、パワーバランス等も含めながら進めていくアプローチが必要なのではないかと捉えています。

直接的な回答になっていないかもしれませんが、現在の状況と検討の方向性について、私

からは以上です。

○佐々木委員 ありがとうございます。いずれにしても、デジタル庁が相当関与する必要があるだろうというのが私の印象でした。今、ご指摘あったコンソーシアムを含めて、先ほどの官主導の点とも関連しますが、ぜひ標準的なものとなるように、実際の実施の部分をよろしく願っています。

○大久保プロジェクトマネージャ ありがとうございます。検討してまいります。

○榎田プロジェクトリーダー 岩田委員と富士榮委員からそれぞれコメントをいただいています。まず、岩田委員からお願いできますでしょうか。

○岩田委員 質問とコメントがあります。まず質問です。資料1、事務局提出資料のページ6、7 にアーキテクチャの案が掲載されており、ウォレットとクリアリングの記載があります。ウォレットとクリアリングでそれぞれ想定されている機能と、なぜこのようなところが重要だと思われるのか、補足説明をお願いします。

○大久保プロジェクトマネージャ 承知しました。先ほど、全銀ネットの小林事務局長からもご説明がありましたが、第8次全銀システムの更改に向けて、今、われわれができることは何か考えたときに、例えば Request to Pay 等、突然ジャンプアップするのは相当なハードルがあります。各金融機関、地方銀行も含め、改修のハードルを考慮すると、できることをやるべきだろうと考えています。その中で、例えば電子決済等代行業にお力添えいただく領域になるかもしれませんが、リテールでウォレットの法人版が存在した場合に、個社の企業の皆さんが送金をします。最終的に承認をするフローは各社によってまちまちだとは思いますが、その承認者をつかまえるのは非常にハードルが高いといった声も聞こえてきています。そのような際には、例えば OpenID ファウンデーション、富士榮委員のところで利用されているような Backchannel Authentication Endpoint、CIBA という認証を含めることで、スマートフォンにプッシュ通知が来て、承認をする等、そのような機能もウォレットの中では実現が可能なのではないかと考えているところです。

クリアリングに関しては、私が想像している中で最も近いところがネットィング、金額の相殺といった辺りです。例えば、現在、民間で実現されているものとして、Wise 社のビジネスモデルとなると、円/ドルを国内で相殺し、海外の送金ワークを減らし、その分手料を下げるといった考え方があります。今であると、ネットィングに当たるような機能がクリアリング相当としてページ7にピンク色で書いている所になります。補足すると、今、ピンクで書いてある所が機能として欠落している認識であるため、こちらをもう一段精緻化し、必要かどうかといった辺りの議論も含めて、2022年1月から3月でお話しさせていただ

うと思っています。

○岩田委員 ご説明ありがとうございます。意図しているところを理解しました。恐らく、このような全体像を示しながら、どのような機能が必要かといったところを議論できるのがアーキテクチャのよい点だと思っています。引き続き議論できれば幸いです。コメントについても、まずはアーキテクチャというものをなぜやっているかを明示的に示すのも重要かと感じてきました。利点は何点かあると思っており、将来一気通貫でできることをある程度担保しつつ、スモールスタートを可能にする点や、関係者、ステークホルダー間での意見合意をやすくし、それぞれのステークホルダーの役割を明示的にしていく点、また、長期的スパンで今から取り組むべきところ等を明らかにしていく点、その他、ステークホルダー、全銀等との関係性を明らかにしていく点など、さまざまな効果があると思います。その辺りを示しながら、何のためにアーキテクチャの絵を描いているのかというところは一度議論させていただき、明示的に共有する必要があるだろうと感じています。

その中で、次のステップとしては、どこからスモールスタートの実装をするべきか、また、長期スパンで今取り組まなければいけないことは何かといった辺りが非常に重要になってくるかと思っています。海外での事例を見ていると、識別子の領域の整理が非常に重要なのだろうと感じています。海外でも、こちらで表現しきれていないものとして、例えばヨーロッパであれば eIDAS のような規則が整備された上で実装が進んでいます。北欧では、各国でそれぞれのデジタル ID の普及が進んでいたため、既存インフラを活用して比較的連携がしやすくなっていた状況がありました。識別子を考えるにあたり、受発注、請求、決済のどれからアプローチするかによってやり方は変わってくると思いますが、ここは請求から始める方法でよいだろうと考えています。そのようになると、こちらで整理されているところでも、課税対象者なのか、そうではないのかといった整理で、識別子の議論が具体化されていくでしょう。

識別子のところで、決済までいくと、特に、AML の問題が出てきます。識別子の後に実在性確認と企業がマネーロンダリング対策として取引をしているのかどうか調査するデューデリジェンスがあります。実在性確認とデューデリジェンスを分けると、デューデリのところまでを含める場合、問題が複雑化してしまうでしょう。実在性確認にとどめて、要するに、A 企業が A 企業であることをデジタル社会で証明できる仕組みをまず作り、このことにより、現状、メールや郵便等を介して送付しているような業務を圧倒的に効率化できます。そのようなところが非常に重要なのだろうと思います。実在性確認をするにあたって、今後、ガバナンスの観点では不正対策を最初から考えておくのも、官民、公共的な取り組みをする上で極めて重要です。欧州の eIDAS の eSeal では、電子証明書の仕組みを使い、法人がその法人しか持ち得ない電子証明書を使い、送ったものに関しては間違いなくその法人が送ったものであるということを技術的にも担保できる仕組みを構築し、法的バックアップも与えています。法人の識別子を考える上では、不正対策を見据えてガバナンスをつくる仕組み

がスターティングポイントとしては極めて肝要であり、今後、決済、受発注の一气通貫の効率化にも資するところにもなってくるでしょう。緻密に落とし込んで具体化していくところと、アーキテクチャとして長期スパン的に、抽象的でも構わないけれども、機能すべきところを少し分けて色分けし、議論を深めていくことも重要になってくるかと思いました。私からは以上です。

○靱田プロジェクトリーダー 識別子についてのご指摘をいただき大変ありがとうございました。われわれとしても今後の検討の参考にさせていただきます。引き続きご指導をお願いいたします。富士榮委員からも識別子に関するご指摘をいただいています。富士榮委員、いかがでしょうか。

○富士榮委員 今、岩田委員が仰ったように、識別子に関しては、スモールスタートで行えるところはのようにスタートするといった絞り込みも当然ながら大事です。その際の後盾やお墨付きをどのように取っていくかという観点も同様に大事だといえます。私からはコメントとして1点あります。一气通貫をするために、何らかの識別子を持ち、ひも付けも含めて管理ができるようにしていくこと自体は非常に大切なことであり、それが今回の検討の根底にあることは理解しています。識別子自身というか、企業のライフサイクルの観点や、情報の開示範囲といった観点についても考えていく必要があるのではないかとも思っています。単純にグローバルで使える一意な識別子を振ってしまえばできるだろうと考えてしまい、安易に進めてしまうと、例えばライフサイクルの観点で言うと、企業合併、事業譲渡、場合によっては上場、上場廃止等もあり、今回は適格請求書発行事業者番号をベースにしていますが、免税事業者になってしまった場合どうなるのかといった話も含め、企業の状態が変わることにより、対象としていたドメインの中における識別子がなくなってしまう可能性もあります。任意のイベントによって、変えたくなくなってしまうタイミング、変えてしまうタイミングが発生した際にどのような運用が発生するのか検討していく必要があるでしょう。

今回は、受発注、請求、決済における話であり、ある程度、業務としては絞れているためいいのですが、一意の識別子があると使いたくなくなってしまうのが人間のさがです。いろいろな所で意図せぬ名寄せ、ひも付け等によってその一意の識別子が使われてしまう可能性等も考えていくと、後々、事業者にとっての不利益が発生しないように方策を考えるのも重要な観点になるでしょう。特に、今回、DXによって最もメリットを享受できるのは、日本企業の大多数を占める中小企業以下だと思います。例えば個人事業主に近いような事業者は、個人のプライバシーと企業の活動が非常に近いところにあります。変に名寄せをされすぎてしまうことによって、個人に対するプライバシーまで侵害してしまうようなことが起こらないように、仕組み作りをしておくのも重要です。この辺りは最初の設計段階で観点として入れておくことが大事でしょう。資料2で海外の事例をいろいろとご紹介いただきました。

たが、各事例の中で先ほど述べた点がどのように考慮されてきたのかといったところをスタディーしておくことも有用かと思えます。私からは以上です。

○靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。詳細調査にあたっては、まさにご指摘いただいたとおりの点をわれわれとしてもしっかりと留意して検討するようにいたします。ガバナンスに関連する話として、もしよろしければ森下委員からコメント等をいただければと思えますがいかがでしょうか。

○森下委員 技術的にいろいろとできることが増えたとしても、安心感が出てこなければ使われないといったケースは今までもそれなりにあったのだろうと見ています。そのような観点から、プレーヤー一人一人のガバナンスがしっかりしていることも大事ですが、システム全体としてのガバナンスがしっかりしていることが大変重要になってきます。そのようなガバナンスとなっていなければ浸透していかないのではないかといった気がしています。また、経済的インセンティブも重要ではありますが、かなり難しい技術的な話もあるため、分かりやすい啓蒙を繰り返し継続的に進めることも、今後の浸透に向けた取り組みとしては重要でしょう。

民がシステムを使うことも大事ですが、やはり官が率先して使っていくことが大変重要だと思えます。官の使用が進めば、安心感にもつながるかもしれません。また、第2フェーズの話かもしれませんが、データを誰がどこまで利用できるのがクリアにならないと、基盤ができたとしても結局使えないといった事態に陥るかもしれません。利用の形態は企業によってさまざまかと思えますが、技術的に利用できても、どこまで使えるかははっきりしないため利用をためらっているといった話もよく耳にします。場合によっては、今後、スタディーグループ等をつくり、そのようなところについて集中的に意見交換をする機会などもあっていいような気がします。

今回の取り組みがどこまでグローバルに広がり得るのか、私自身もよく分からないところですが、日本の中で閉じたかたちでの議論の仕方がいいのか、あるいは海外のプレーヤー等が参入しやすいような窓口感もどこかで視野に入れて考えていく必要があるのではないかといった点を感想として抱きました。私からは以上です。

○靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。グローバルな観点からのコメントをぜひ鈴木委員からもいただきたいと思えます。

○鈴木委員 スイフト・ジャパン株式会社の鈴木です。本日はありがとうございます。資料は論点が非常にまとまっており、かなり詰められてきたといった印象を受けました。今後、2022年3月に向けてどのようなデザインにしていくか非常に楽しみであります。

今回、ご紹介いただいた資料の中で、現在まさにグローバルの時代といったお話もありま

したが、さまざまなプラットフォームが複数存在し、一気通貫でデジタルとしてデータをやりとりする中で、相互運用性がますます重要になっていくのだろうと思います。資料2での事例紹介で、北欧のケースや、オーストラリアのNPPのケースについては、データのやりとり、請求と決済、EDIから発生した全てといったところで、われわれもそちらのサービスを直接提供している立場であるため、その中で、APIを使った相互運用性を顧客から要望を受けて開発しています。今後、大きなデザインを決められると思いますが、その後、どのようなプラットフォームでの相互運用性が必要になってくるか、その間でどのようなAPIを提供していくかといったところが、来年のPoC等を通じて、より細かく具体的な要件が詰められていくのでしょう。

委員の皆さまからも数多くのご意見がありましたが、海外でこのような取り組みをする際には、国がかなり能動的に対応して進めている部分もあります。このプロジェクトを中長期、継続的に進めていただくことが、実際に社会へ根付かせていく上では重要になってくるだろうと思います。この委員会の活動を通じ、来年の実証実験、またさらにその後の具体的かつ詳細な設計に進めていただければと思います。私からは以上です。

○ 靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。続きまして、中林委員よろしくお願いたします。

○ 中林委員 先ほどの森下委員のお話に関連しますが、データを共有する部分と、企業自身で競争力として使っていく部分については、われわれも日々悩んでいるところです。先日も、ベースレジストリの議論の中でそのようなお話はしたのですが、公共財として扱っていくデータがある程度定め、そこは各ステークホルダーに働きかけ、場に提供していこうといった動きができるとよいだろうと思いました。この話は経営課題であるため、われわれも経営戦略会議等々の場で議論すべき内容だと考えています。そのような材料を仮でも構わないのでいただけると、話を進めていきやすくなるのではないのでしょうか。この手のものは、以前からも、総論OKで各論に入ると誰も出したがらないといったケースが数多くあったため、そうならないよう、今回の枠組みを使い、場に出すデータを増やせたらと考えていました。以上です。

○ 靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。喜多羅委員、いかがでしょうか。

○ 喜多羅委員 資料を拝見し、層化されており、アーキテクチャとしてどのようなところに論点があるか見えてきて大変参考になりました。また、海外事例やZEDIのご紹介では、実際にどのようなストラグルがあるかというのを見て取れたため、今後、われわれがどのように実装していくかといったところで大変参考になるだろうと感じました。

佐々木委員や森下委員が既にお話しされた内容と重複しますが、事業者サイドからすれ

ば、第6層、第7層のところで、どのようなメリットを取っていくかという点がやはり最大の関心事です。特に、現在、事業の中では変革に対するアジリティーが強く求められている肌感があり、コスト等のみでなく、このアーキテクチャが生産性やスピード等の点で、どのように事業に効いてくるかといった辺りがある程度具体的にして、ユースケースのテーマを設定しながら検証していくことが必要でしょう。最終的にこの結果を経済界等に提示するタイミング、この仕組みで進めていかないと駄目なのだといった話に持っていく際に、最終的に説明したいものから、どのようなユースケースが考え得るのか検討する必要があります。アーキテクチャとして機能するかどうかを検証することも大変重要ですが、その先にある、事業として享受できるメリットから逆算していった、どのようなユースケースを見せていくのかという話です。先ほど、中林委員も仰っていましたが、あまりにいろいろなことをやりすぎると発散するといった点もあるため、非常に難しいのですが、ある程度、事業に対して提言していけるようなかたちで、このようなアーキテクチャをしっかりと作ったのは、第1層から第5層でこのように連携をするからこそ第6層、第7層のところがこのように見えるのだといったストーリーが出せるようなユースケースの提示がまさに必要になってくるでしょう。

また、とにかく広報が非常に重要かと思います。なぜ準拠しなければいけないのか、先ほど、エンフォースメントやインセンティブの議論がありましたが、そこは各省庁とご協力いただき、前にボールを動かしていくことが必要だとあらためて感じています。繰り返しになりますが、皆さまのご議論の様子がさまざまのところから拝見でき、素晴らしいドキュメントになってきていると思います。このアーキテクチャを使い、どのようなメリットを出すかというところを、本年度の残りの期間、また次年度以降で首尾よく詰めていければと感じました。以上です。

○ 靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。喜多羅委員のお話について、大久保プロジェクトマネージャから一言コメントをいただければと思います。また、まだご発言されていない委員の方で何かございましたら、挙手やSlackへのコメントをお願いいたします。

○ 大久保プロジェクトマネージャ 喜多羅委員、ありがとうございました。中小企業庁で既に取り組みを進められているところも一部あり、その辺りも唐突にデジタル庁が入ったためにまた別な依頼をされているといった話にならないように、今までの流れを尊重しながらわれわれも関係省庁と上手に手を取り合って進めていければと思います。

喜多羅委員にぜひお力添えいただきたいと思っているのは、まさに事業者との連携です。武闘派CIOのお取り組みや、多岐にわたるCIOコミュニティーのお力添えも必ず必要となってくる局面があるため、忌憚のないご意見をいただけると、今後、われわれが作り上げるストーリーやユースケースにも寄与できるかと考えています。お願いばかりで大変恐縮ですが、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。貴重なアドバイスをありがとうございます。

した。

○喜多羅委員 よろしくお願ひします。

○靱田プロジェクトリーダー 岡本委員、もしよろしければコメントいかがでしょうか。

○岡本委員 ありがとうございます。私からは大きく2点コメントがあります。まずは、注力していく領域、先行していく領域として請求分野があるだろうと考えています。われわれはインボイスや電子インボイスについて2年ほどいろいろな取り組みを進めており、当初はほとんど注目を集めていませんでしたが、昨今、非常に注目を集めるようになり、期待もいただくようになりました。ある意味で、とてもありがたい状況だと思っています。私自身、当初、請求領域でのデジタル化への取り組みについては、そこまで強い意志を持ってということではありませんでした。どちらかという、商取引の観点から価値を生む源泉である受発注のほうに注力したいといった部分があったのですが、請求分野の取り組みを通じた中で、請求分野は業界による固有性が少ない、逆に言うと、業界をまたいでの高通用性が高いため、標準化を進めやすい、皆が使う仕組みを作りやすい、この種の取り組みには非常に適しているのだと実感しています。

もう一つ、請求分野というのは、やりたいけれども業界の壁もあり進まない受発注の部分と決済の部分をつなぐハブ、上流から下流までをつないでいくハブになっていきます。これは全銀協の小林事務局長のお話にもありました。請求の情報がデジタルでやりとりされない限り、ZEDI等の利用も進まないと思います。それは、ぶつける相手の情報がないためです。この請求分野では、インボイス制度が一つの大きなトリガーになっているわけですが、そこをデジタルでやっという取り組みは非常に意義のあることであり、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

ただ、その上で課題として大きく二つあると思います。一つが、識別子の部分です。インボイス制度だけを考えると、インボイス制度はあくまで登録事業者がインボイスをやりとりする仕組みになりますが、電子インボイスとしては登録事業者でない方も、区分記載請求書をデジタルにやりとりできるようにしていきたいと考えています。その際に、登録事業者には登録番号がありますが、登録事業者ではない特に個人事業主の方はどうするのかという部分は確実に避けては通れない論点でしょう。そこでは何らかの方向性を見いだしていきたいと考えています。

もう一つは、KYCの問題です。事業上重要な情報がやりとりされるため、電子メールと同様に誰でもが自由に使える、結果的にスパムメールも含めて大量に出回るといったことではよろしくないでしょう。一方で、今、現実問題として紙でやりとりされている中では厳密な本人確認を要求されることがありません。KYCは一定程度必要かと思いますが、そのレベル感の部分をある意味で現実的に設定していかなければ、仕組みとしてはよいが利用する人

がいなくなるといった事態に陥りかねません。この点はしっかりと考えていくべきポイントです。以上が請求分野に関するお話です。

次に、本日ご紹介のあったエンフォースメントやインセンティブに関するお話です。その前段の話としては、そもそも何を指すのかというところでしっかり認識を合わせる必要があるだろうと考えています。海外事例を見ても、官主導といった話もありましたが、行政としてのメリットを目指していくのか、民間としてのメリットを目指していくのか、当然ながら理想的には両方のメリットの実現だと思いますが、両者の方向性としては大きく異なる部分があるため、何を指すものなのかといった部分をあいまいにせず議論していく必要があるでしょう。

行政の観点からすると、本日ご紹介いただいた海外事例にもつながる部分は、OECD が提唱している『Tax Compliance by Design』です。ご承知の方も多いと思いますが、ごく単純に言うと、徴税業務の効率化という観点であり、デジタルによって徴税業務を効率化する考えです。申告をされてから税務調査をしても非常に効率が悪いので、そもそも申告が正しいものになるような仕掛けを社会に作り込んでいこうといった思想です。海外ではかなり具体的なカタチになってきています。この OECD の提唱の中では二つの方法論が提唱されています。一つが、secured chain of information のアプローチ、もう一つが、centralised data です。ハードなアプローチといった観点で言うと、centralised data の方式になりますが、代表例ではイタリアが挙げられます。ヨーロッパには古くからインボイス制度がありますが、イタリアは 2019 年 1 月から電子インボイスを義務化しました。なおかつ、その電子インボイスは必ず国税庁が運営するシステムを通過していくため、結果として、商取引の記録は全て国税庁に把握されます。これは典型的な centralised data、データを中央に集めるという思想です。この種の仕組みは、一般的に言うと、ラテン系の国で多く見られます。そこまで強制的な方法を取らないと、徴税がおぼつかないといったもとの社会的課題があるでしょう。

それに対して、日本の場合は、そこまでハードなアプローチを取る必然性はないと、私自身は思っています。そのように考えると、もう一つのアプローチは、secured chain of information となるでしょう。強制的にデータを集めることはないが、世の中の商取引がデジタルで流れていく、その間に人手が可能な限り入らないようにする。通常、人手が入るタイミングで間違いや、場合によっては不正も発生するが、デジタルでつながっていくことにより、申告もより確かなものになっていくだろうといったアプローチです。日本でこのような考えを採るのであれば、secured chain of information の議論になるのだろうといった気がしています。

ただ、いずれにしても今お話ししたのは行政側の話であり、日本で広く利用されるためには、行政側のメリットのみでは駄目だと思います。行政は楽になっても、民間が何のメリットも感じられないようなものでは意味がありません。この種の議論をするのであれば、行政にとってもメリットがあり、民間にとってもメリットがあるという仕組みをいかに作るの

かというところが非常に大きなポイントになるでしょう。民間としてのメリットは何かというと、業務効率化です。どのような業務効率化ができるのかは、これはこれで当然考えていくべき話であり、Peppol の領域でも入金自動消込等は着実にやっていきたいと思っています。一方で、業務効率化の観点からは、大企業では響きやすいでしょう。もともと処理量が多いため、入金消込を自動化することにより、その業務に携わっていた人員が別の仕事に従事でき、明確なコスト削減が出ます。一方で、中小企業の方からすると、そもそもの処理量が少ないため、確かに業務効率化ではあるが、実感できるほどの効率化として受け取られるかということ、なかなか難しい部分もあるでしょう。そのときに出てくるのがインセンティブの議論になります。

エンフォースメントとインセンティブの話の中で、そもそもわれわれが何を指すのか。官のメリットなのか、民のメリットなのか、あるいは両方なのか。それを実現するためにどのようなエンフォースメントのかたちがあるのか、インセンティブのかたちがあるのか。その辺りをしっかりと議論したいと考えています。私からは以上です。

○ 靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。今いただいたご指摘は、まさに年度末に向けて官民それぞれについてまとめていく必要があると思います。ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

現段階でご発言のない委員の方や関係省庁、オブザーバの皆さまから何かコメント等あればぜひこのタイミングでいただければ幸いです。

○ 山上委員 本日はありがとうございました。今のエンフォースメント及びインセンティブの議論とも関わるとは思いますが、最終的に、中小企業の皆さんにインボイスを使ってもらい、そこからいろいろな起点となり使われるようになる流れになるのだろうと考えています。私の専門的な領域である決済分野から見ると、本当にそこで待っているだけでいいのだろうかといった思いが大きいのも事実です。先ほど、海外事例でご紹介いただいた PayNow Corporate も、もともとは P to P 送金から始まり、PayNow Corporate に出ています。ヨーロッパには TIPS というインスタントペイメントのネットワークがありますが、そこもつながらずとしているほど、ペイメント側が今までの領域を超えて動こうとしている部分もあります。

日本にそのような動きがなじむのかどうかということ、FATF 等で非常に厳しい立場に置かれている現状からすると難しいというのが業界においてある程度一致した意見なのだろうと思うものの、本当にこのままでいいのだろうかといった思いもあります。しかも、貿易立国である日本として、クロスボーダー部分をどのように考えればいいのかといった点は、受発注の中で確実に議論する必要があります。国際標準だけを採り入れれば本当によいのだろうかと思っている部分もあります。ASEAN 諸国の強力なイニシアティブにここ 5 年ほどはあおられっぱなしのような状況でもあり、少し違う意味で頑張らないといけないのではな

いかと思いを強くしている次第です。

エンフォースメントとインセンティブの話に戻ると、エンドユーザーである中小企業、小規模事業者の人たちに、いかに受け入れられるのか、使ってもらえるのかという点ですが、スタディーグループの中でも、例えば銀行と SaaS 事業者との連携による中小企業デジタル化支援の話等を伺っており、そのようなところとインフラがいかに連携できるかという点がインボイス制度を支えるのだろうと思っています。既存のインフラのプレーヤーも含め、ここをしっかりと見ていかなければいけないのではないかと感じています。雑ぱくですが、以上です。本日はありがとうございました。

○榎田プロジェクトリーダー ありがとうございました。残り 10 分となりました。もしコメントがないようであれば、いったんこちらで締めさせていただきますと思います。

最後に、私から今後のスケジュールに関してご説明をいたします。資料 1 の 30 ページとなります。本プロジェクトの本年度末時点でのアウトプットイメージとしては、大きく二つのポイントを想定しています。一つは、われわれはデジタル庁からの依頼を受けている検討している立場であるため、デジタル庁のほうに全体アーキテクチャ報告書としてお返しするグリーンペーパーを書く予定です。本検討会での議論をたたき台として、例えば 4 月から 6 月の政府内関連会議や各省庁に対する打ち込みを考えています。もしくは、関連検討の実施主体に対して、実施事項に関してこのようなことができないかといった提案を差し上げる予定です。グリーンペーパーを使い、NEDO における実証事業の仕様要求書の参考にしていただくことも考えています。

グリーンペーパーの内容としては、2022 年 1 月から 2 月の事務局の実施事項として書いているところですが、例えば実態やニーズの把握についてより細かく、定量的なものが出せればと考えています。また、本日もご指摘をいただいた事業者のユースケースや政府側のユースケースを考え、どのような価値創出がアーキテクチャの中から出せるかといった点について、幾つか事例を作っていきたいと考えています。本日の議論の中でも出しましたが、そのような価値を考えた際に、各取引分野における必要な機能は何か、また、その機能はどのステークホルダーが達成しなければいけないのかといった辺りについても詰めていきます。最後のポイントとして、普及、浸透のためのエンフォースメント・インセンティブについても、システムだけではなく、そのような要素も検討していくことを想定しています。

恐らく 2 月になると思いますが、事務局で一度整理した内容について、スタディーグループを調整し、各委員の皆さまにレビューいただきたいと思います。今年のスタディーグループと異なり、2022 年 1、2 月のスタディーグループは、今後の検討会のアウトプットに向けた内容を議論するような位置付けとしています。具体的な議論内容については、日程とともに後日ご調整を差し上げられればと思います。このような議論を踏まえ、年度末において第 3 回検討会を最終的なレビューの機会として持ち、2022 年 3 月末にグリーンペーパーをまとめていきます。

もう一点、中林委員をはじめ委員の方からご指摘いただきましたが、どのような技術仕様が必要なかというところに関しては、別途レポートが必要だろうとわれわれとしても認識しています。どの程度の内容のものを出せるかといった部分はありますが、こちらも取りまとめられるように、2022年3月末の段階で出せるものを出していきたいと考えています。以上の2本の成果物を軸に、来年度の1Qの中で、政府内会議でオーソライズできるようにあれば進めていく、もしくは関係主体との連携を図るといった取り組みを進め、来年夏にデジタル庁との間で重点計画等に持ち込む流れを考えています。また、関係主体、もしくは政府関係の案件ではないといったものであれば、来年度も、ぜひわれわれで検討会を持ち、IPA-DADCが引き続き検討すべき事項については議論を進めていきたいと思えます。

以上が今後の実施事項の説明となります。委員、アドバイザー、オブザーバ、関係省庁の皆さまから、もし何かご質問やコメントがあればお願いいたします。よろしいでしょうか。

終了時刻も迫ってまいりました。本日はクリスマス・イブにもかかわらず、お忙しい中ご出席賜り、大変貴重なご意見もいただき誠にありがとうございました。引き続き事務局側で議論を進めます。個別にご相談する機会もあるかもしれませんが、何卒よろしくお願いいたします。以上をもちまして、第2回の契約・決済アーキテクチャ検討会を終了いたします。ありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(了)